

一般財団法人 布能育英会定款（抜粋）

第1章 総則

（ 名称 ）

第1条 この法人は、一般財団法人布能育英会と称する。

（ 事務所 ）

第2条 この法人は、主たる事務所を山梨県甲府市内に置く。

第2章 目的及び事業

（ 目的 ）

第3条 この法人は、優秀な子弟に対する修学の援助等を通じて、有用な人材育成に寄与することを目的とする。

（ 事業 ）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 大学生・大学院生等に対する奨学金の給付
- (2) 学術・文化・スポーツ・国際交流に対する助成
- (3) 大学生・大学院生等へ廉価による寄宿舍の提供
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

（ 事業年度 ）

第5条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

（ 事業報告及び決算 ）

第6条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に理事会の承認を経て定時評議員会に提出しその内容を報告する。

第4章 評議員及び評議員会

（ 評議員 ）

第7条 この法人に、評議員6名以上を置く。

（ 評議員会 ）

第8条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

第5章 役員及び理事会

（ 役員 ）

第9条 この法人に、次の役員を置く。

1. 理事6名以上
2. 監事2名以上

（ 理事会 ）

第10条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（ 議事録 ）

第11条 理事会の議事については、議事録を作成する。

第6章 定款の変更及び解散

（ 定款の変更 ）

第12条 この定款は、評議員会の議決によって変更することができる。

（ 解散 ）

第13条 この法人は、次の事由により解散する。

1. 基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能
2. その他政令で定められた事由

第7章 事務局その他

（ 事務局 ）

第14条 この法人に事務局を置く。

（ 委任 ）

第15条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。